

ヒアリング事項事前照会に関する回答書

平成25年 7月17日

札幌司法書士会ADRセンター
センター長 橋本 健二郎

○ 認証ADRの手続の実際について（特に以下の点について）

- ・ 取り扱う紛争の範囲，具体的な事案

【回答】

①当センターでは司法書士の簡裁代理権の範囲内である140万円以下の民事に関する紛争を取り扱っています。

（参考）【手続実施規程】

（紛争の範囲）

第4条 センターは，司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第7号に規定する紛争について，紛争解決手続を実施する。

②具体的な事案としては、次の通りです（頻度の多い順）。

- ・ 賃貸借契約にまつわる紛争

（例：賃貸人→明渡請求、延滞賃料請求、原状回復請求等

賃借人→敷金返還請求、未払賃料の分割支払、賃料減額請求）

- ・ 男女間の紛争

（例：交際期間中の貸金の返還請求、不貞行為の相手方に対する損害賠償請求等）

- ・ 貸金請求

- ・ 相隣トラブル

（例：隣家からの落雪による損害賠償請求、落雪に対する妨害予防請求、防音工事請求）

- ・ 労働トラブル

（例：不当な採用取消の損害賠償請求）

- ・ 相談の受付状況，相談からADR手続への流れ

【回答】

【受付状況】

1-1 利用希望者から事務局に利用相談の申し込みがあると、事務局は「利用相談申込人情報」または「利用相談申込書」とともにセンター長・事務長に連絡。

1-2 事務長は自らまたは事件管理者を選任して、「申込人パートナー司法書士から利用相談
・ 14条説明等の手続説明、また、希望があればその者から法律相談をさせていただく旨」
を利用希望者に連絡。

※事務長がセンターで取り扱える紛争の範囲を超えると判断した場合は、この時点で他の手続
(弁護士会のADRセンター、相談センター等)を紹介して終了します。

【相談からADR手続への流れ】資料「流れ図」参照

1-3 センター長が名簿登載者の中から申込人パートナー司法書士を選任して、申込人パート
ナー司法書士が利用希望者に14条説明を含む利用相談にあたります。この時、利用希望者
の希望があれば、法律相談(司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争に関するものに
限る)も行います。

※パートナー司法書士は申込人、相手方それぞれに一人ずつ選任されるので、それぞれのパー
トナー司法書士がそれぞれの当事者に寄り添える形となり、いわゆる一人の担当者が双方当
事者両方に相談にあたるシステムよりも倫理的問題等をクリアしていると考えています。

※パートナー司法書士による法律相談は、党派的な法情報の提供が全てではなく怒りや葛藤を
抱えている当事者をエンパワーすることによって、将来志向的な解決の話し合いをするため
の心持ちに持って行くこと(いわゆるリーガルカウンセリング)も重要な役割の一つである
と考えています。

※正式に申込がなされて相手方に14条説明等の利用相談をする際も、センター長は相手方パ
ートナー司法書士を選任して、その者が同様の相談にあたります。

※パートナー司法書士は事案が終了するまで、利用者の手続相談、法律相談に応じます。

※なお、パートナー司法書士にも手続実施者と同様に当事者と利害関係がある場合には選任し
ない等の排除規定があります。

・ 申立てが簡易にできるようにするための工夫

【回答】

① 電話での受け付けが可能です。

② 司法書士会会員による持ち込み案件の場合は、相談先の司法書士が利用希望者に利用
相談申込書を記載してもらい(作成サポート込み)、司法書士から事務局へ送付・FAX
・持参が可能です。

③ 利用契約(申込又は応諾)は14条説明含めて完全にパートナー司法書士が面談サポ
ートします。ただし、決して利用を強制することはしないよう当事者に選択肢を提示する
よう心がけています(ワンオブゼム)。

・ 相手方の応諾を取り付けるための工夫

【回答】

- ① 受理後、速やかに関係書類を相手方へ送付しなければならないが、突然札幌司法書士会という機関から書類が送られてきた相手方としては、申込人の味方ではないのか、そもそも司法書士会とは何か？というようにセンターに対する不信感を生じさせてしまうかもしれません。全てを払拭させることはできませんが、相手方電話番号がわかっている場合は必ず送付前に相手方へ架電し、センターの説明をすることとしています。
- ② 相手方へ連絡をするのは（i）事務長（又は事件管理者）か（ii）相手方パートナー司法書士かのいずれかです。通常（i）が担当しますが、例えばデリケートな問題で、事務長（事件管理者）が男性、相手方が女性の場合、相手方パートナーに女性を選任して（ii）の方法を選択することで相手方へ配慮する事を心がけています。
- ③ （i）の場合、相手方から事案の内容に踏み込んだ話を切り出されることが想定されますが、前述の通り（i）の立場をしっかりと理解していただいたうえで相手方パートナー司法書士へつなぎ、相手方パートナー司法書士によりサポートできる体制を整えています。

（参考）【手続実施規程】

（紛争解決手続の開始）

第18条 紛争解決手続は、前条第1項の規定により事務長が申込みの受理を決定したときに開始する。

（相手方への通知）

第22条 事務長は、紛争解決手続の開始後、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成して、相手方に配達証明郵便により送付しなければならない。

- (1) 申込人の氏名
- (2) 相手方パートナー司法書士の氏名及び連絡先
- (3) 紛争解決手続の申込みを受理した旨及び当該申込みの概要
- (4) 申込みに係る紛争解決手続に応諾するかどうかの回答を求める旨及びその期限

・ 和解の仲介手続における工夫

【回答】

- ① 期日においては司法書士が待合室で待機しています。調停室には同席しません。手続実施者の考えや当事者からの法情報の提供を受けたいという申し入れを受けて、手続実施者がその場の判断で、パートナー司法書士に相談する機会を設けることのできるシステムとなっています。

※ このことにより、手続実施者が中立性公正性の観点から、一方当事者の同席している前で法情報の提供を実施者自身からすることが好ましくないと考えられる場面においても待機しているパートナー司法書士によりその法情報を利用者に伝える機会を作ったり、和解案の最終リアリティーチェックの相談等の対応も可能となっています。

② 基本的には事務局職員が期日当日の事務一切を行います。事案によっては事件管理者、運営管理者（センター長・事務長）も別室待機、会場周辺の警備にあたるように心がけています。

③ 両当事者が休憩中などにバッシングしないような配慮をしています（例：あらかじめたばこを吸うかどうかを確認し、喫煙コーナーでバッシングの可能性があれば時間を分ける）。

・ 成立した和解の実効性を確保するための工夫

【回答】

特にありません。

・ 当事者の負担する費用

【回答】

平成27年3月31日までは無料としています。

当初平成25年3月31日までとしていましたが、延長することとしました。まずは案件をこなして利用者が満足できるセンターになるべく経験を積むことが大切と運営委員会は考えているため、2年延長を決定しました。

平成27年4月以降は再度新体制で検討することなので今後も無料を継続していくかどうかはそのときになって検討すべき課題と考えています。

・ 守秘義務が問題となった事例

【回答】

事例としては特にありません。

申し込みの際、研修利用の可否を確認しています。

実施期日が開催された案件に関しては研修利用が可能な案件は基本的に手続実施者名簿搭載者を対象に事例検討研修会を開催しています。当然、当事者の個人を特定されるような条項は本研修会にて開示しないよう案件関係者には細心の注意を払うことを義務づけており、資料に関しても個人情報には黒塗りし、研修会終了後回収し廃棄処分しています。

- ・ 代理人の選任状況

【回答】

以下のとおり認証取得後、利用相談申込み58件の案件中9件の代理人案件がありました。

① 許可代理 4件（申込人1件（個人）、相手方3件（全件法人））

申込人の許可代理は相隣トラブルについての案件です。土地所有者である申込人よりも配偶者が隣地所有者と交渉を重ねていたこと等から許可代理の申し出がありました。相手方は法人のケースで法務担当の方が許可代理を申し出ています。

なお、賃貸人が個人の場合で管理会社を許可代理人とする運用はしていません。

② 弁護士代理 4件（相手方4件、内1件合意、1件第2回期日前に打ち切り、1件応諾拒否、1件申込人側から解除）

札幌司法書士会ADRセンターは「当事者同士による対話による紛争解決」を理念に運営しています。したがって、弁護士・司法書士が就任した場合であってもセンターとしては当事者の期日参加を期待しています。なお、弁護士・司法書士による代理に消極ということではありません。

③ 司法書士代理 1件（申込人1件）

相談を受け、ADRセンターを利用するが手続が不調に終わった後、訴訟代理人となることを予定していたため、ADR手続申込段階から代理人として関わるケースでした。

- ・ ADR法上の特例（時効中断効、訴訟手続の中止、調停前置の不適用）の利用状況

【回答】 家賃の減額についての申し込みが1件ありましたが、不応諾でした。

- ・ 利用者の利用のきっかけ、実施したADR手続等に対する評価

【回答】

約9割は札幌司法書士会会員の持ち込みです。

手続実施者名簿登載者からの持ち込みが多くを占めていますが、一般会員にもADRセンターの周知を行ったため、一般会員からの紹介も増加しています。

その他は消費者センター、弁護士、裁判所、HP、パンフレット、新聞があります。新聞はセンターが認証取得時に大々的な記事を載せてくれたため、4件立て続けて利用相談

申し込みが入りました。

- ・ 手続・結果概要の公表

【回答】

公表はしておりません。

三ツ折りパンフレットに想定事例を4つ載せていることにより、一般市民の方が、ADRにおける紛争解決での「紛争」についてイメージを持つ一助となっています。

アンケートは今後運営員会で検討していきたいと思えます。

○ 認証ADRの利用促進について

- ・ 広報、専門・得意分野のPR

【回答】

①札幌市の広報誌「広報さっぽろ」にADRセンターの広報を行いました。

②パンフレットを次の公的機関に設置しました。

札幌近郊の市区町村役場、札幌法務局（管轄内の各出張所・支局含む）、
札幌近郊のハローワーク、消費者センター・消費者協会、裁判所、
札幌弁護士会、法テラス札幌等

③認証取得をしてから札幌駅地下歩行空間で3回センター広報のためパンフレットとポケットティッシュの配布を行いました。

- ・ 他機関との連携

【回答】

札幌司法書士会相談センターと連携しています。相談室にADRセンターの説明を行う資料設置を行い、利用相談申込書も設置しています。なお、決してADRセンターの利用の押し売りではなく、裁判や調停と並ぶ紛争解決手続きの一つであることが重要と考えます。

○ 認証ADRの運用について

- ・ 組織・体制

【回答】

（組織）札幌司法書士会

（体制）担当副会長 1名

担当理事・センター長 1名

事務長兼運営委員長 1名

副委員長3名、委員6名

・ 財務状況

【回答】

札幌司法書士会の一般会計による。

・ 手続実施者等に対する研修等

【回答】

養成トレーニングは名簿搭載するために必要な研修であり、札幌会のADRセンターが目指す対話促進型・変容型の基礎知識を学ぶための研修です。研修の前半で理論・技術を講義形式で学び、後半でロールプレイを行い、自分の相談姿勢を振り返るための研修となっています。一年を通しての研修となっていて最終回は専門家を招いて個別指導を行っています。

手続実施者名簿登載者を対象とした研修は、札幌司法書士会ADRセンターの各種規程、手続内容を学習するための研修や外部講師を招いて行うロールプレイを中心とした発展的な研修、また、実際の事例を元に事例検討研修会を行っています。

資料として、昨年度のカリキュラムを添付します。

(参考) 【運営規程】

(研修)

第23条 運営委員会は、手続実施者を確保し又は手続実施者の紛争解決技術の向上を図るため、名簿登載申請をしようとする者を対象として、次の各号に掲げる研修（養成トレーニング）を実施する。

(1) 手続実施者養成研修 対話による紛争解決手続を実践するため、手続実施者がその職務を行う上で必要となる知識の修得、実技の実施その他手続実施者の養成に必要な研修

(2) 手続実施者養成のための法令・手続事務研修 手続実施者として求められる倫理、紛争解決手続に関する諸法令、センターの紛争解決手続に関する規則及び規程その他の規範並びに紛争解決手続の事務を適正かつ円滑に遂行するのに必要な知識を修得するための研修

2 運営委員会は、手続実施者の紛争解決技術の向上を図るため、手続実施者名簿に登載されている者を対象として、次の各号に掲げる研修（継続トレーニング）を実施する。

(1) 手続実施者研修 対話による紛争解決手続を実践するため、手続実施者がその職務を行う上で必要となる知識の修得、実技の実施その他手続実施者の能力の維持及び向上を図るための研修

(2) 法令・手続事務研修 手続実施者として求められる倫理、紛争解決手続に関する諸法令、センターの紛争解決手続に関する規則及び規程その他の規範並びに紛争解決手続の事務を適正かつ円滑に遂行するのに必要な知識を修得し、活用するための研修

3 運営委員会は、第1項各号又は前項各号に掲げる研修を受講した者に対して、受講時間1

時間について1単位を認定し、付与する。

4 名簿登載者は、第2項各号に規定する研修を受講するよう努めなければならない。

○ 認証ADRの認証・監督手続について

- ・ 認証，監督に関し，特に負担となっている点の有無・内容等

【回答】 特にありません。

○ 認証ADR制度の問題点について

- ・ 制度の改善を要すると考える点やその理由・具体的な事例等

【回答】 特にありません。

○ その他関連事項

【回答】 特にありません。

以上